

## ◆ 遊漁のルールについて

近年、心のゆとりや自然とのふれあいを求めて、海、山、川などで野外レクリエーションを楽しむ人々が増えており、北海道の雄大な自然は、皆さんを四季折々の表情で迎えてくれることと思います。

これらの野外レクリエーションの中でも、特に釣りの人気が年々高まっていますが、釣りで利用される水産資源は長い年月をかけて育まれてきたものであり、この資源を利活用しながら次世代に引き継いで行くために、様々なルールが設けられています。

空知総合振興局管内における「内水面」の遊漁に当たり、遵守すべきルールは次のとおりです。

### 1 水産動植物を採捕しようとする時に、北海道知事の許可が必要な漁具・漁法

- (1) 刺し網（流し網を除く）
- (2) 流し網
- (3) 敷き網
- (4) 地びき網
- (5) 船びき網
- (6) はえなわ
- (7) 投網
- (8) どう
- (9) かご
- (10) やな
- (11) たも網（網口又は網の長さの最長部が40センチメートル以上のもの）
- (12) さで網（網口又は網の長さの最長部が40センチメートル以上のもの）

### 2 禁止期間が設定されている魚種（周年禁止を含む）

- (1) さけ、ます（さくらます（除く：やまべ）、からふとます、べにます、ぎんます、ますのすけ）・・・周年
- (2) やまべ・・・4月1日から5月31日まで  
（空知総合振興局管内）
- (3) あ ゆ・・・4月1日から6月30日まで及び  
9月16日から10月31日まで

※ 「やまべ」の禁止期間は他の（総合）振興局では、異なる場合がありますので注意して下さい。

### 3 使用が制限又は禁止されている漁具・漁法

- (1) 水中に電流を通じてする漁法
- (2) やす又はかぎを使用する漁法（引っ掛け釣りを含む）
- (3) もじ網（無結節網のうち、経糸（たていと）を二本の緯糸（よこいと）ではさんでよじったもの）を使用する漁法
- (4) 小型定置網又は底建網

### 4 移植放流が禁止されている外来魚

【北海道漁業調整規則で禁止されている魚種】

- (1) ブラウトラウト
- (2) カワマス
- (3) カムルチー

また、これら3種とは別に、**ブラックバス**（オオクチバス、コクチバス）、**ブルーギル**、**ウチダザリガニ**等は「**特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に係る法律**」（略名称：外来生物法）で指定され、許可を受けずに「飼育、栽培、保管、販売、譲渡、輸入、野外に放つこと」などを行うことが禁止されております。

くわしくは、環境省にお尋ね下さい。

令和5年6月1日から「**アメリカザリガニ**」、「**アカミミガメ**」が外来生物法に基づき**条件付特定外来生物に指定**されております。ご注意ください。  
くわしくは、環境省にお尋ね下さい。

※ 海面や他の（総合）振興局における内水面規制については、次のホームページをご欄下さい。

フッシングルール2024ホームページ：

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ggk/ggs/turi-r-m/rule-manner.html>

#### ※ 注意

「フッシングルール2024」発刊後に河口付近等におけるさけ・ます採捕禁止区域等を追加、変更される場合があります。釣行の前に関係する（総合）振興局もしくは海区漁業調整委員会にお問い合わせ下さい。

なお、追加、変更後の内容については随時、上記ホームページで掲載される予定です。